

平成29年7月18日教育課程部会「資料5-2」及び
平成28年1月18日総則・評価特別部会「資料6-2」
より抜粋

参考資料5

学習評価に関する資料

目標に準拠した評価

- ・学習指導要領に示す目標に照らしてその実現の状況を見る。
- ・平成12年指導要録通知以降は、観点別学習状況の評価と評定の両方を、目標に準拠した評価として実施。
- ・評価規準は各学校が設定。(国立教育政策研究所が評価規準の設定に関する参考資料を提供)
- ・絶対評価とも言われてきた。

※H22年教育課程部会報告以降、「絶対評価」とは言っていない。

集団に準拠した評価

- ・学級又は学年における位置づけを見る。
- ・相対評価とも言われる。
- ・平成12年通知以降は、目標に準拠した評価に改められた。

個人内評価

- ・観点別学習状況の評価や評定には示しきれない子どもたち一人一人のよい点や可能性、進歩の状況について評価するもの。
- ・指導要録では、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」及び「特別の教科道徳」の評価において示される。

観点別の学習状況の評価

- ・各教科・科目の目標や内容に照らして、生徒の実現状況がどのようなものであるかを、観点ごとに評価し、生徒の学習状況を分析的に捉えるもの。
- ・現行(平成22年指導要録通知)では、学力の三要素を踏まえ、観点ごとに評価(「A」「B」「C」の3段階)。

総括的な評価としての評定

- ・観点別の学習状況の評価をもとに、総括的な学習状況を示すため、5段階(小学校は3段階。小学校低学年は行わない)の評定を行う。
- ・平成12年通知から、観点別の学習状況だけでなく、評定についても目標に準拠した評価とすることとした。
- ・各観点別の評価を評定においてどのように総括するかは、各学校の工夫が求められる。

学習評価に関する基本的な考え方

「児童生徒の学習評価の在り方について(報告)」(平成22年3月教育課程部会報告)より

- 学習評価は、学校における教育活動に関し、子どもたちの学習状況を評価するものである。
- 各教科については、学習状況を分析的にとらえる観点別学習状況の評価と総括的にとらえる評定とを、学習指導要領に定める目標に準拠した評価として実施することが明確にされている。
- 学習評価を行うに当たっては、子どもたち一人一人に学習指導要領の内容が確実に定着するよう、学習指導の改善につなげていくことが重要である。

現行学習指導要領に係る、学習評価の改善に関する基本的な考え方

「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について(通知)」(平成22年5月初等中等教育局長通知)より

- 学習評価を通じて、学習指導の在り方を見直すことや個に応じた指導の充実を図ること
- 学校における教育活動を組織として改善することが重要であること。
- その上で、新しい学習指導要領の下における学習評価の改善を図っていくためには以下の基本的な考え方に沿って学習評価を行うことが必要であること。
 - ① きめの細かな指導の充実や児童生徒一人一人の学習の確実な定着を図るため、学習指導要領に示す目標に照らしてその実現状況を評価する、目標に準拠した評価を引き続き着実に実施すること。
 - ② 新しい学習指導要領の趣旨や改善事項等を学習評価において適切に反映すること。
 - ③ 学校や設置者の創意工夫を一層生かすこと。

- 学習評価には、児童生徒の学習状況を検証し、結果の面から教育水準の維持向上を保障する機能。
- 各教科においては、学習指導要領等の目標に照らして設定した観点ごとに学習状況の評価と評定を行う「目標に準拠した評価」として実施。
⇒きめの細かい学習指導の充実と児童生徒一人一人の学習内容の確実な定着を目指す。

学力の3つの要素と評価の観点との整理

【現行】

学習評価の 4 観点

関心・意欲・態度

思考・判断・表現

技能

知識・理解

【以下の3観点に沿った整理を検討】

学力の3要素 (学校教育法) (学習指導要領)

知識及び技能

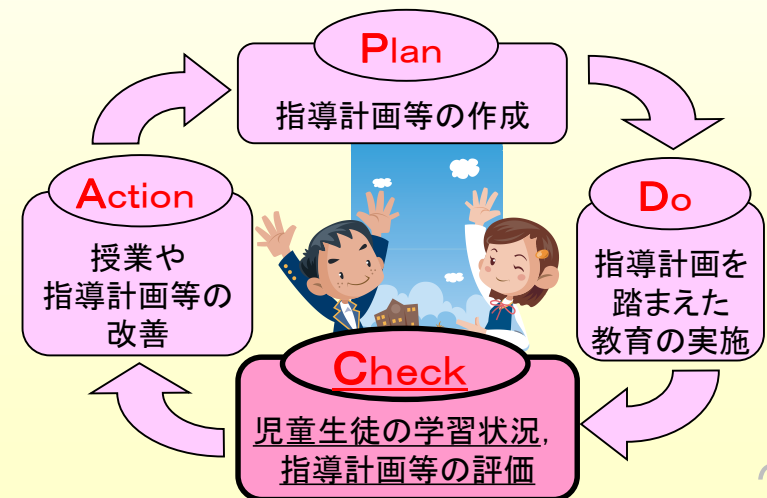
思考力・判断力
・表現力等

主体的に学習に
取り組む態度

学習指導と学習評価のPDCAサイクル

- 学習評価を通じて、学習指導の在り方を見直すことや個に応じた指導の充実を図ること、学校における教育活動を組織として改善することが重要。

指導と評価の一体化



評価の三つの観点

- 今回の改訂においては、全ての教科等において、教育目標や内容を、資質・能力の三つの柱に基づき再整理することとしている。これは、資質・能力の育成を目指して「目標に準拠した評価」を実質化するための取組でもある。
- 今後、小・中学校を中心に定着してきたこれまでの学習評価の成果を踏まえつつ、目標に準拠した評価を更に進めていくため、こうした教育目標や内容の再整理を踏まえて、観点別評価については、目標に準拠した評価の実質化や、教科・校種を超えた共通理解に基づく組織的な取組を促す観点から、小・中・高等学校の各教科を通じて、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3観点到整理することとし、指導要録の様式を改善することが必要である。
- その際、「学びに向かう力・人間性等」に示された資質・能力には、感性や思いやりなど幅広いものが含まれるが、これらは観点別学習状況の評価になじむものではないことから、評価の観点としては学校教育法に示された「主体的に学習に取り組む態度」として設定し、感性や思いやり等については観点別学習状況の評価の対象外とする必要がある。
- すなわち、「主体的に学習に取り組む態度」と、資質・能力の柱である「学びに向かう力・人間性」の関係については、「学びに向かう力・人間性」には①「主体的に学習に取り組む態度」として観点別評価（学習状況を分析的に捉える）を通じて見取ることができる部分と、②観点別評価や評定にはなじまず、こうした評価では示しきれないことから個人内評価（個人のよい点や可能性、進歩の状況について評価する）を通じて見取る部分があることに留意する必要がある。
- これらの観点については、毎回の授業で全てを見取るのではなく、単元や題材を通じたまとまりの中で、学習・指導内容と評価の場면을適切に組み立てていくことが重要である。
- なお、観点別学習状況の評価には十分示しきれない、児童生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況等については、日々の教育活動や総合所見等を通じて積極的に子供に伝えることが重要である。

評価に当たっての留意点等

- 「目標に準拠した評価」の趣旨からは、評価の観点については、学習指導要領における各教科等の指導内容が資質・能力を基に構造的に整理されることにより明確化される。今般、中央教育審議会においては、第3章2.（4）において述べたように、学習評価について学習指導要領の改訂を終えた後に検討するのではなく、本答申において、学習指導要領等の在り方と一体として考え方をまとめることとした。指導要録の改善・充実や多様な評価の充実・普及など、今後の専門的な検討については、本答申の考え方を前提として、それを実現するためのものとして行われることが求められる。
- 学習指導要領改訂を受けて作成される、学習評価の工夫改善に関する参考資料についても、詳細な基準ではなく、資質・能力を基に再整理された学習指導要領を手掛かりに、教員が評価規準を作成し見取っていくために必要な手順を示すものとなることが望ましい。そうした参考資料の中で、各教科等における学びの過程と評価の場面との関係性も明確にできるよう工夫することや、複数の観点を一体的に見取することも考えられることなどが示されることが求められる。
- 評価の観点のうち「主体的に学習に取り組む態度」については、学習前の診断的評価のみで判断したり、挙手の回数やノートを取り方などの形式的な活動で評価したりするものではない。子供たちが自ら学習の目標を持ち、進め方を見直しながら学習を進め、その過程を評価して新たな学習につなげるといった、学習に関する自己調整を行いながら、粘り強く知識・技能を獲得したり思考・判断・表現しようとしていたりしているかどうかという、意思的な側面を捉えて評価することが求められる。
- こうした姿を見取るためには、子供たちが主体的に学習に取り組む場面を設定していく必要がある、「アクティブ・ラーニング」の視点からの学習・指導方法の改善が欠かせない。また、学校全体で評価の改善に組織的に取り組む体制づくりも必要となる。

○学校教育法施行規則(抄)

第二十四条 校長は、その学校に在学する児童等の指導要録(学校教育法施行令第三十一条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下同じ。)を作成しなければならない。

第五十七条 小学校において、各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たっては、児童の平素の成績を評価して、これを定めなければならない。

○小学校学習指導要領 第1章 総則 (抄) (中学校も同様の規定)

平成29年3月31日 文部科学省告示

第3 教育課程の実施と学習評価

2 学習評価の充実

学習評価の実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 児童のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにすること。また、各教科等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすること。
- (2) 創意工夫の中で学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、学年や学校段階を越えて児童の学習の成果が円滑に接続されるように工夫すること。

○小学校学習指導要領解説 総則編 (抄) (中学校も同様の規定)

平成29年6月21日公表

評価に当たっては、いわゆる評価のための評価に終わることなく、教師が児童のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、児童が学習したことの意義や価値を実感できるようにすることで、自分自身の目標や課題をもって学習を進めていけるように、評価を行うことが大切である。

実際の評価においては、各教科等の目標の実現に向けた学習の状況を把握するために、指導内容や児童の特性に応じて、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫し、学習の過程の適切な場面で評価を行う必要がある。その際には、学習の成果だけでなく、学習の過程を一層重視することが大切である。特に、他者との比較ではなく児童一人一人のもつよい点や可能性などの多様な側面、進歩の様子などを把握し、学年や学期にわたって児童がどれだけ成長したかという視点を大切にすることも重要である。

○学校教育法施行規則(抄)

第二十四条 校長は、その学校に在学する児童等の指導要録(学校教育法施行令第三十一条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下同じ。)を作成しなければならない。

第五十七条 小学校において、各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たっては、児童の平素の成績を評価して、これを定めなければならない。

○小学校学習指導要領 第1章 総則 (抄) (中学校、高等学校も同様の規定)

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

2. 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。

(11) 児童のよい点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに、指導の過程や成果を評価し、指導の改善を行い学習意欲の向上に生かすようにすること。

○小学校学習指導要領解説 総則編 (抄)

基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図るとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育成するための指導を行うためには、評価の在り方が大切である。いわゆる評価のための評価に終わることなく、児童一人一人の学習の成立を促すための評価という視点を一層重視することによって、教師が自らの指導を振り返り、指導の改善に生かしていくことが特に大切である。

評価に当たっては、児童の実態に応じた多様な学習を促すことを通して、主体的な学習の仕方が身に付くように配慮するとともに、児童の学習意欲を喚起するようにすることが大切である。その際には、学習の成果だけでなく、学習の過程を一層重視する必要がある。特に、他者との比較ではなく児童一人一人のもつよい点や可能性などの多様な側面、進歩の様子などを把握し、学年や学期にわたって児童がどれだけ成長したかという視点を大切にすることが重要である。また、児童が自らの学習過程を振り返り、新たな自分の目標や課題をもって学習を進めていけるような評価を行うことが大切である。

評価については、指導内容や児童の特性に応じて、評価の場面や方法を工夫する必要がある。学習の過程の適切な場面で評価を行うことや、教師による評価とともに、児童による相互評価や自己評価などを工夫することも大切である。特に、相互評価や自己評価は、児童自身の学習意欲の向上にもつながるとの観点から重視する必要がある。

学習指導要領の改訂とそれに伴う指導要録等の評価の在り方の変遷

平成29年7月18日教育課程部会「資料5-2」より抜粋

- ・国においては、各学校や設置者の参考となるよう、学習指導要領の改訂ごとに、その趣旨を反映した学習評価の基本的な考え方を示すとともに、指導要録に記載する事項等を提示してきた。
- ・昭和52年・53年学習指導要領改訂に対応した指導要録から、目標の達成状況を観点ごとに評価する観点別評価を導入。
- ・評定については、平成10年・11年改訂に対応した指導要録から、それまでの「集団に準拠した評価」(いわゆる相対評価)から段階を経て「目標に準拠した評価」を行うこととなっている。

学習指導要領	指導要録における各教科の学習の記録(小学校, 中学校)			評価規準
	評定	所見	備考	
教育内容の一層の向上 (「教育内容の現代化」) 時代の進展に対応した教育内容の導入 (学習指導要領実施)小:昭46年度, 中:昭47年度, 高:昭和48年度 (要録通知)小中:昭46年2月, 高:昭48年2月	・学習指導要領に定める目標に照らして, <u>学級又は学年における位置づけを評価</u> ・各段階ごとに一定の比率を定めて, 機械的に割り振ることのないよう留意	・学習において認められた特徴を, 他の児童生徒との比較ではなく, その児童生徒自身について記録 ・ <u>観点について</u> , 各教科の指導の結果に基づいて評価	・教科の学習について特記すべき事項がある場合に記入	
ゆとりある充実した学校生活の実現 (「学習負担の適性化」) 各教科等の目標・内容を中核的事項にしぼる (学習指導要領実施)小:昭55年度, 中:昭56年度, 高:昭57年度 (要録通知)小中:昭55年2月, 高:昭56年12月	・学習指導要領に定める目標に照らして, <u>学級又は学年における位置づけを評価</u> ・各段階ごとに一定の比率を定めて, 機械的に割り振ることのないよう留意	観点別学習状況 ・学習指導要領に定める 目標の達成状況を観点ごとに評価 ・各教科に共通する観点として「関心・態度」が追加	所見 ・教科の学習について総合的にみた場合の児童の特徴や指導上留意すべき事項を記入	

昭和
43~45
年改訂

昭和
52~53
年改訂

平成
元年
改訂

平成
10～11
年改訂

平成
20～21
年改訂
(現行)

<p>社会の変化に自ら対応できる心豊かな人間の育成</p>	<p>観点別学習状況</p>	<p>評定</p>	<p>所見</p>	
<p>生活科の新設, 道徳教育の充実 (学習指導要領実施)小:平4年度, 中:平5年度,高:平6年度 (要録通知)小中:平3年3月,高:平5年7月</p>	<p>・学習指導要領に定める目標に照らして,その実現状況を観点ごとに評価 ・観点の順序の入れ替え (「関心・意欲・態度」が最初)</p>	<p>・学習指導要領に定める目標に照らして, 学級又は学年における位置づけを評価 ・各段階ごとに一定の比率を定めて,機械的に割り振ることのないよう留意</p>	<p>・教科の学習について総合的にみた場合の児童の特徴及び指導上留意すべき事項を記入。その際,児童生徒の長所を取り上げることが基本となるよう留意</p>	
<p>基礎・基本を確実に身に付けさせ,自ら学び考える力などの「生きる力」の育成</p>	<p>観点別学習状況</p>	<p>評定</p>	<p>総合所見及び指導上参考となる諸事項</p>	<p>国立教育政策研究所による評価規準の例示</p>
<p>教育内容の厳選, 総合的な学習の時間の新設 (学習指導要領実施)小:平14年度, 中:平14年度,高:平15年度 (要録通知)小中高:平13年2月</p>	<p>・学習指導要領に定める目標に照らして, その実現状況を観点ごとに評価</p>	<p>・学習指導要領に定める目標に照らして,その実現状況を総括的に評価</p>	<p>・児童生徒の状況を総合的にとらえる。その際,児童生徒の優れている点や長所,進歩の状況などを取り上げることが基本となるよう留意 ・学級・学年など集団の中での相対的な位置づけに関する情報も必要に応じ記入</p>	<p>国立教育政策研究所による評価規準の例示</p>
<p>「生きる力」の育成,基礎的・基本的な知識・技能の習得,思考力・判断力・表現力等の育成のバランス</p>	<p>観点別学習状況</p>	<p>評定</p>	<p>総合所見及び指導上参考となる諸事項</p>	<p>国立教育政策研究所による評価規準の例示</p>
<p>授業時数の増,指導内容の充実,言語活動,小学校外国語活動の新設 (学習指導要領実施)小:平23年度, 中:平24年度,高:平25年度 (要録通知)小中高:平22年5月</p>	<p>・学習指導要領に定める目標に照らして, その実現状況を観点ごとに評価</p>	<p>・学習指導要領に定める目標に照らして, その実現状況を総括的に評価</p>	<p>・児童生徒の状況を総合的にとらえる。その際,児童生徒の優れている点や長所,進歩の状況などを取り上げることが基本となるよう留意 ・学級・学年など集団の中での相対的な位置づけに関する情報も必要に応じ記入</p>	<p>国立教育政策研究所による評価規準の例示</p>

(※)高等学校においては,小・中学校と同様に観点等を踏まえながら評価を行うことを通知で示しているが,高等学校生徒指導要録の様式例上は,観点別学習状況を記録する欄は示していない。

指導要録について

- 在学する児童生徒の学習の記録として作成するもの。
- 「学籍に関する記録」と「指導に関する記録」からなる。
- 「指導に関する記録」としては、
 - ・行動の記録(小中のみ)
 - ・教科・科目の学習の記録
→観点別評価(小中のみ)、取得単位数(高校のみ)、
評定(小3以上及び中高)
 - ・総合的な学習の時間、特別活動の記録
 - ・総合所見及び指導上参考となる諸事項などを記載。
- 進学の際には、写しを進学先に送付する。
- 指導要録の保存年限は、指導に関する事項は5年。学籍に関する事項は20年。

○学校教育法施行規則(抄)

- 第二十四条** 校長は、その学校に在学する児童等の指導要録(学校教育法施行令第三十一条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下同じ。)を作成しなければならない。
- 2 校長は、児童等が進学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の抄本又は写しを作成し、これを進学先の校長に送付しなければならない。
 - 3 校長は、児童等が転学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の写しを作成し、その写し(転学してきた児童等については転学により送付を受けた指導要録(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令(平成二十六年政令第二百三号)第八条に規定する園児の学習及び健康の状況を記録した書類の原本を含む。)の写しを含む。)及び前項の抄本又は写しを転学先の校長、保育所の長又は認定こども園の長に送付しなければならない。

小学校児童指導要録(参考様式)

様式1(学籍に関する記録)

学籍に関する記録

区分	学年	1	2	3	4	5	6
学級							
整理番号							

学籍の記録		区分						
学年	1	2	3	4	5	6		
児童	ふりがな						性別	
	氏名						入学・編入学等	平成 年 月 日 第 1 学年入学 第 学年編入学
	生年月日	平成 年 月 日生						転入学
保護者	ふりがな							
	氏名						転学・退学等	(平成 年 月 日) 平成 年 月 日
	現住所						卒業	平成 年 月 日
入学前の経歴							進学先	
学校名及び所在地(分校名・所在地等)								
年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度		
区分	学年	1	2	3				
校長氏名印								
学級担任者氏名印								
年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度		
区分	学年	4	5	6				
校長氏名印								
学級担任者氏名印								

様式2 (指導に関する記録)

児童氏名		学校名		区分	学年	1	2	3	4	5	6
				学 級							
				整理番号							
各教科の学習の記録											
I 観点別学習状況											学年
教科	観 点	学 年	1	2	3	4	5	6			
国語	国語への関心・意欲・態度								特別の教科 道徳 (文章記述)		
	話す・聞く能力										
	書く能力										
	読む能力										
	言語についての知識・理解・技能										
社会	社会的事象への関心・意欲・態度								特別の教科 道徳 (文章記述)		
	社会的な思考・判断・表現										
	観察・資料活用技能										
	社会的事象についての知識・理解										
II 評 定											学年
学年	教科	国語	社会	算数	理科	音楽	図画工作	家庭	体育		
3										評定	
4											
5											
6											
特別の教科 道徳											
学習状況及び道徳性に係る成長の様子											
特別活動の記録											
内容											
学年	学級活動	児童会活動	クラブ活動	学校行事							
3					特別活動の記録 趣旨に照らして十分に満足できる 状況にある場合には○をつける						
4											
5											
6											

児童氏名

行 動 の 記 録															
項 目		学 年						項 目		学 年					
		1	2	3	4	5	6			1	2	3	4	5	6
基本的な生活習慣								思いやり・協力							
健康・体力の向上								生命尊重・自然愛護							
自主・自律								勤労・奉仕							
責任感								公正・公平							
創意工夫								公同心・公徳心							
総合所見及び指導上参考となる諸事項															
第1学年	総合所見及び指導上参考となる諸事項										第4学年				
第2学年											第5学年				
第3学年											第6学年				
出 欠 の 記 録															
区分	授業日数	出席停止・忌引等の日数	出席しなかつた日数	欠席日数	出席日数	備 考									
学年															
1															
2															
3															
4															
5															
6															

行動の記録
趣旨に照らして十分に満足できる
状況にある場合には○をつける

総合所見及び
指導上参考となる
諸事項

外国語活動の記録
(文章記述)

総合的な学習の時間の記録
(文章記述)

特別活動の記録
趣旨に照らして十分に満足できる
状況にある場合には○をつける

出欠の記録

学習評価に関する法令等の規定、資料等

平成28年1月18日総則・評価特別部会「資料6-2」より抜粋

日本国憲法

教育を受ける権利、義務教育について規定。

教育基本法

教育の目的、教育の目標、教育の機会均等、義務教育、学校教育、大学、家庭教育、社会教育等を規定。

学校教育法

各学校段階ごとの目的、目標、修業年限等を規定。

学校教育法施行規則 (文部科学省令)

各学年の課程の修了及び卒業の認定に当たっては、児童の平素の成績を評価することが必要であること、学習の記録として指導要録を作成、保存すること等を規定。

学習指導要領 (文部科学省告示)

総則における「指導上の留意事項」の一つとして、「児童(生徒)のよい点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに、指導の過程や成果を評価し、指導の改善を行い学習意欲の向上に生かすようにすること」としている。

学習指導要領解説

総則の解説において、評価に当たっては児童生徒の実態に応じた多様な学習を促すこと、指導内容や児童生徒の特性に応じて評価の場面や方法を工夫すること等について示している。

「児童生徒の学習評価の 在り方について」 (平成22年3月教育課程部会報告)

学習指導要領改訂に合わせて評価の改善の在り方、各教科の評価の観点、要録の見直し等について示している。

指導要録の改善に 関する通知

(「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」平成22年3月初等中等教育局長通知)→P5

教育課程部会「児童生徒の学習評価の在り方について」を受け、学習評価の改善に関する基本的な考え方、効果的・効率的な学習評価の推進など、学習評価を行うに当たっての配慮事項や、指導要録に記載する事項の見直しの要点を通知。
小学校、中学校、高等学校、特別支援学校における指導要録に記載する事項、各教科・学年における評価の観点、指導要録の参考様式を示している。

評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料→P15 (国立教育政策研究所)

改訂学習指導要領及び指導要録の改善に関する通知を踏まえ、各学校において学習評価を進めていくための参考資料。

○小・中・高等学校の目標を示すことと合わせて、30条第2項において、

①基礎的な知識及び技能

②これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力

③主体的に学習に取り組む態度

を育むことに意を用いなければならないこととしている。

(いわゆる「学力の3要素」)

○ 学習指導要領で示された各教科・学年の目標・内容が、指導要録の改善に関する通知等で示される教科・学年の評価の観点に対応。

○指導要録は各学校において様式を定めるもの。国は通知によりその参考様式を示している。

○これまで、学習指導要領の改訂が行われるたびに、その趣旨に合わせて指導要録の改善について通知。

(過去の指導要録改善のポイントはp16-17参照)

○現行学習指導要領に関しては、教育課程部会が取りまとめた「児童生徒の学習評価の在り方について(報告)」(平成22年3月)を踏まえて改善の通知を行った。

※幼稚園及び特別支援学校の幼稚部については、別途、『幼稚園幼児指導要録の改善について』(平成21年1月初等中等教育局長通知)『特別支援学校幼稚部幼児指導要録の改善について』(平成21年3月初等中等教育局長通知)を示している。

○各学校における評価規準の作成に活用できるようにするため、国立教育政策研究所が作成。(H12要録通知以降)

○各教科ごとに、学習評価の基本的な考え方、評価規準の設定例、具体的な評価方法等について示している。

○評価規準の設定に関しては、学習指導要領の各教科・学年の目標や内容、通知に示された評価の観点等を踏まえ、評価規準に盛り込むべき事項及び評価規準の設定例を示している。

○評価方法等の工夫改善に関しては、単元(題材)の評価に関する事例に沿って、①評価規準の設定を含めた指導と評価の計画、②具体的な評価方法、③評価対象とした具体的な生徒の学習状況 等について示している。

学習評価に関して学校が作成するもの等の関係

平成28年1月18日総則・評価特別部会「資料6-2」より抜粋

指導要録

(小学校児童指導要録、中学校・高等学校生徒指導要録)
→P6

- ・学習の記録として学校が作成するもの。
 - ①学籍に関する事項、②指導に関する事項からなる。
- ・様式は各設置者(教育委員会等)が定める。
- ・国は通知により様式例等を示している。

- 指導に関する記録としては、
 - ・行動の記録(小中のみ)
 - ・教科・科目の学習の記録
 - 観点別評価(小中のみ)、取得単位数(高校のみ)、評定(小3以上及び中高)
 - ・総合的な学習の時間、特別活動の記録、外国語活動の記録(小のみ)
 - ・総合所見及び指導上参考となる諸事項などを記載。
- 進学の際には、写しを進学先に送付する。
- 保存年限は、学籍に関する事項は20年、指導に関する事項は5年。

通知表 (通信簿)

児童生徒の学習状況について保護者に対して伝えるもの。
法令上の規定や、様式に関して国として例示したものはない。

調査書 (内申書)

進学のための入学試験や就職に当たり、在籍校から受験先等に対して生徒の学習状況を伝えるために作成する書類。
(学校が作成)

- 校長は、生徒の進学に当たり、その生徒の進学しようとする学校の校長に調査書を送付しなければならない。(学校教育法施行規則第78条等)
- 大学入試における調査書の様式は、大学入学者選抜実施要項(高等教育局長通知)において示している。
 - ・教科・科目の学習の記録など、概ね指導要録の様式例に沿った形になっている。
 - ・指導要録様式例にない要素としては、「評定平均」の欄がある。
- 都道府県立高校入試に関する調査書の様式は各都道府県教育委員会が定めている。私立高校に関しては設置者が独自に定めている場合と、都道府県内の私立高校で共通の様式を作成している場合とがある。

指導計画

年間や学期を通じての計画から、単元、一単位時間の指導案に至るまで、様々なものがあるが、いずれも指導の目標、内容等と合わせて、評価の方法や時期等についても位置づける。
(学校が作成)

- 年間指導計画を検討する際、それぞれの単元(題材)において、観点別学習状況の評価に係る最適の時期や方法を観点ごとに整理することが重要。
- これにより、評価すべき点を見落とししていないかを確認するだけでなく、必要以上に評価機会を設けることで評価資料の収集・分析に多大な時間を要するような事態を防ぐことができ、各学校において効果的・効率的な学習評価を行うことにつながると考えられる。

(国立教育政策研究所「評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料」より)

評価規準 →p15

学習の評価を行うに当たり、各教科・科目の目標や領域・内容項目レベルの学習指導のねらいを明確にし、それに対する生徒の学習状況を判断する際の目安を明らかにするもの。

ルーブリック →p27

成功の度合いを示す数レベル程度の尺度と、それぞれのレベルに対応するパフォーマンスの特徴を示した記述語(評価規準)からなる評価基準表。

ペーパーテスト

選択式問題、記述式問題など

実技テスト

運動技能の実演など

パフォーマンステスト

レポート、発表、演奏・演技などの発表など

日常の観察など

活動の状況、発問への応答、など

ポートフォリオ

児童生徒の学習の過程や成果などの記録や作品を計画的にファイル等に集積。

- 日々の学習過程における評価情報、単元(題材)、学期末、学年末の各段階における評価において、場面(時期)や目的(観点)に応じた評価方法を使用

指導要録の改善に係る通知について

平成28年1月18日総則・評価
特別部会「資料6-2」より抜粋

◆「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について(通知)」 (平成22年5月11日文科科学省初等中等教育局長通知)の構成

1 学習評価の改善に関する基本的な考え方について	(1)学習評価を通じた指導の改善①目標に準拠した評価の推進、②学習指導要領の趣旨等の適切な反映、③学校・設置者の創意工夫、(2)新しい学習指導要領を踏まえた評価の観点、(3)高校における観点別学習状況の評価の実施、きめ細かい学習指導と生徒一人一人の学習の確実な定着 (4)児童生徒の生涯の状態等を十分理解した学習状況の丁寧な把握、個別の指導計画に基づく学習の状況や評価
2 効果的・公立的な学習評価の推進について	(1)学習評価の妥当性、信頼性を高めること、組織的に学習評価に取り組むこと、(2)情報通信技術の活用により指導要録等に関する事務の改善、(3)都道府県における学習評価に関する参考資料等の重要性
3 小・中学校及び特別支援学校の小・中学部の指導要録について	(1)設置者による外国語活動の評価の観点の設定、文章の記述による評価 (2)各学校における特別活動の評価の観点の設定と評価
4 高等学校及び特別支援学校高等部の指導要録について	観点別学習評価を踏まえた各教科・科目の評定
(別紙1)小学校及び特別支援学校小学部の指導要録に記載する事項等	I 学籍に関する記録 II 指導に関する記録(1各教科の学習の記録(1)観点別学習状況(2)評定 2. 外国語活動の記録、3. 総合的な学習の時間の記録、4. 特別活動の記録、5. 自立活動の記録、6. 行動の記録、7. 総合所見及び指導上参考となる諸事項、8. 入学時の障害の状態、9. 出欠の記録
(別紙2)中学校及び特別支援学校中学部の指導要録に記載する事項等	I 学籍に関する記録 II 指導に関する記録(1各教科の学習の記録(1)観点別学習状況(2)評定 2. 総合的な学習の時間の記録、3. 特別活動の記録、4. 自立活動の記録、5. 行動の記録、6. 総合所見及び指導上参考となる諸事項、7. 入学時の障害の状態、8. 出欠の記録)
(別紙3)高等学校及び特別支援学校高等部の指導要録に記載する事項等	I 学籍に関する記録 II 指導に関する記録(1. 各教科・科目等の学習の記録(1)評定(2)修得単位数(3)総合的な学習の時間の修得単位数、(4)留学による修得単位数、(5)他の学校において履修した場合の取扱い等 2. 総合的な学習の時間の記録 3. 特別活動の記録、4. 自立活動の記録、5. 行動の記録、6. 総合所見及び指導上参考となる諸事項、7. 入学時の障害の状態、8. 出欠の記録
(別紙4)各学校における指導要録の保存、送付に当たっての配慮事項	1. 児童生徒が転学する場合の取扱い 2. 特別な事情がある場合の情報の管理
(別紙5)各教科等・各学年等の評価の観点等及びその趣旨(小学校及び特別支援学校小学部並びに中学校及び特別支援学校中学部)	1. 各教科の学習の記録 2. 外国語活動の記録 3. 特別活動の記録 4. 行動の記録 のそれぞれについて評価の観点・項目とその趣旨を記載。
(別紙6)各教科の評価の観点及びその趣旨(高等学校及び特別支援学校高等部)	1. 各学校に共通する各教科・科目の学習の記録 2. 主として専門学科において解説される各教科・科目の学習の記録 3. 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部における各教科・科目の学習の記録 4. 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部における各教科・科目の学習の記録 のそれぞれについて評価の観点とその趣旨を記載
参考様式	小学校指導要録(参考様式) 中学校指導要録(参考様式) 高等学校(全日制の課程・定時制の課程)指導要録(参考様式) 高等学校(通信制の課程)指導要録(参考様式) [視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校]小学部児童指導要録(参考様式) [視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校]中学部生徒指導要録(参考様式) [視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校]高等部生徒指導要録(参考様式) [知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校]小学部児童指導要録(参考様式) [知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校]中学部生徒指導要録(参考様式) [知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校]高等部生徒指導要録(参考様式)

「目標に準拠した評価」について

目標に準拠した評価

- ・学習指導要領に示す目標に照らしてその実現の状況を見る評価。
- ・平成12年要録通知以降は、観点別学習状況の評価と評定の両方を、目標に準拠した評価として実施。
- ・絶対評価とも言われてきた。
※H22年教育課程部会まとめ以降、絶対評価という表現は使用していない。

集団に準拠した評価

- ・学級又は学年における位置づけを見る評価。
- ・相対評価とも言われる。
- ・昭和46年通知から平成12年通知以前は、集団に準拠した評価を行いつつ、各段階の人数を固定化しないよう求めていた。(絶対評価を加味した相対評価)
- ・平成12年通知以降は、目標に準拠した評価に改められたが、必要に応じて「総合所見及び指導上参考となる諸事項」欄に集団の中での相対的な位置付けについて記載することができることとしている。

個人内評価

- ・観点別学習状況の評価や評定には示しきれない子どもたち一人一人のよい点や可能性、進歩の状況について評価するもの。指導要録では、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」において示される。

○集団に準拠した評価から目標に準拠した評価に改めた理由

「児童生徒の学習と教育課程の実施状況の評価の在り方について」
(平成12年12月教育課程審議会答申)より

- ・新しい学習指導要領に示された基礎的・基本的な内容の確実な習得を図る観点から学習指導要領に示した内容を確実に習得したかどうかの評価を一層徹底するため
- ・児童生徒一人一人の進歩の状況や教科の目標の実現状況を的確に把握し、学習指導の改善に生かすため
- ・各学校段階において、児童生徒がその学校段階の目標を実現しているかどうかを評価することにより上級の学校段階の教育との円滑な接続に資するため
- ・新しい学習指導要領では、習熟の程度に応じた指導など、個に応じた指導を一層重視しており、学習集団の編成も多様となることが考えられるため
- ・少子化等により、学年、学級の児童生徒数が減少する中で、評価の客観性や信頼性を確保するため

観点別学習状況の評価と評定

観点別の学習状況の評価

- 各教科・科目の目標や内容に照らして、生徒の実現状況がどのようなものであるかを、**観点ごとに評価し、生徒の学習状況を分析的に捉えるもの。**
- 現行(平成22年指導要録通知)では、学力の三要素を踏まえ、以下の4つの観点ごとに評価(「A」「B」「C」の3段階)。

<現行の4観点と学力の3要素の関係>

「知識・理解」

「技能」

「思考・判断・表現」

「関心・意欲・態度」

<学力の3要素>

知識及び技能

思考力・判断力
・表現力等

主体的に学習に
取り組む態度

観点別評価

例

関心・意欲・態度	B
思考・判断・表現	B
技能	B
知識・理解	B

評定

※ 小学校(第3学年以上)は3段階、中学校、高等学校は5段階で評価

- 5「十分満足できるもののうち、特に程度が高い」状況と判断されるもの
- 4「十分満足できる」状況と判断されるもの
- 3「おおむね満足できる」状況と判断されるもの
- 2「努力を要する」状況と判断されるもの
- 1「一層努力を要する」状況と判断されるもの

総括的な評価としての評定

- 観点別の学習状況の評価をもとに、総括的な学習状況を示すため、**5段階(小学校は3段階。小学校低学年は行わない)の評定を行う。**
- 平成12年の指導要録通知により、観点別の学習状況だけでなく、**評定についても目標に準拠した評価とすることとした。**
- 各観点別の評価を評定においてどのように総括するかは、各学校の工夫が求められる。

※ 3段階で評価

A: 十分満足できる

B: おおむね満足できる

C: 努力を要する

評価の観点、評価規準の例示について

- ・学校教育法に規定する各学校段階別の目標に基づき、学習指導要領において各教科別の目標と各学年別の目標を規定。
- ・評価の観点は、教育課程部会報告に基づく通知において、教科別の評価の観点と趣旨、各教科の学年別の評価の観点を示している。
- ・各学校の評価規準設定に資するため、内容のまとめりごとの設定例、単元(題材)ごとの評価規準の設定例は、国立教育政策研究所の参考資料により示している。

学校教育法

各学校段階別の目標、学力の三要素

小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

学習指導要領(告示)

各教科別の目標

例)小学校 算数

算数的活動を通して、数量や図形についての基礎的・基本的な知識及び技能を身に付け、日常の事象について見通しをもち筋道を立てて考え、表現する能力を育てるとともに、算数的活動の楽しさや数理的な処理のよさに気付き、進んで生活や学習に活用しようとする態度を育てる。

<第2学年>

- (1) 具体物を用いた活動などを通して、数についての感覚を豊かにする。数の意味や表し方についての理解を深めるとともに、加法及び減法についての理解を深め、用いることができるようにする。また、乗法の意味について理解し、その計算の仕方を考え、用いることができるようにする。
- (2) 具体物を用いた活動などを通して、長さや体積などの単位と測定について理解できるようにし、量の大きさについての感覚を豊かにする。
- (3) 具体物を用いた活動などを通して、三角形や四角形などの図形について理解できるようにし、図形についての感覚を豊かにする。
- (4) 具体物を用いた活動などを通して、数量やその関係を言葉、数、式、図、表、グラフなどに表したり読み取ったりすることができるようにする。

学年別の目標

【例】算数の評価の観点と趣旨

観点	算数への関心・意欲・態度	数学的な考え方	数量や図形についての技能	数量や図形についての知識・理解
趣旨	数理的な事象に関心をもつとともに、算数的活動の楽しさや数理的な処理のよさに気付き、進んで生活や学習に活用しようとする。	日常の事象を数理的にとらえ、見通しをもち筋道立てて考え表現したり、そのことから考えを深めたりするなど、数学的な考え方の基礎を身に付けている。	数量や図形についての数学的な表現や処理にかかわる技能を身に付けている。	数量や図形についての豊かな感覚をもち、それらの意味や性質などについて理解している。

指導要録の改善に関する通知

各教科の評価の観点と趣旨

【例】算数の第2学年における評価の観点の趣旨

趣旨	数量や図形に親しみをもち、それらについて様々な経験をもとに、知識や技能などを進んで用いようとする。	数量や図形についての基礎的・基本的な知識及び技能の習得や活用を通して、数理的な処理に親しみ、考え表現したり工夫したりしている	整数の計算をしたり、長さや体積などを測定したり、図形を構成したり、数量の関係を表したり読み取ったりするなどの技能を身に付けている。	数量や図形についての感覚を豊かにするとともに、整数の意味と表し方、整数の計算の意味、長さや体積などの単位と測定の意味、図形の意味及び数量の関係などについて理解している。
----	---	--	---	--

学年別の評価の観点の趣旨

評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料(国立教育政策研究所)

内容のまとめり※ごとの評価規準に盛り込むべき事項及び評価規準の設定例

【例】算数の第2学年における「D数量関係」(うち「乗法」関係部分)に関する評価規準の設定例

乗法の式に表したり、式を読み取ったりすることに関心をもち、いろいろな場面を式に表そうとしている	乗法が用いられる場面を、具体物や図などを用いて考え、式に表している。乗法の式を、具体的な場面に結びつけて捉えている	乗法が用いられる場面を式に表したり、式を読み取ったりすることができる	式に表したり、式を読み取ったりすることを通して、乗法が用いられる場面の数量の関係について理解している
---	---	------------------------------------	--

単元(題材)ごとの評価規準設定例(一部を例示)

内容のまとめり: 例) 国語: 「A話すこと・聞くこと」「B書くこと」「C読むこと」の各領域、社会: 内容(1)(2)…の大項目、算数「A数と計算」「B量と測定」「C図形」「D数量関係」の各領域 など、各教科の各領域・大項目等。

「評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料」国立教育政策研究所

- 各学校における評価規準の作成に活用できるようにするため、国立教育政策研究所が作成。(H12要録通知以降)
- 各校種・各教科ごとに、学習評価の基本的な考え方、評価規準の設定例、具体的な評価方法等について示している。
- 学教科の内容のまとめりごとに評価の評価規準の設定例を示したり、いくつかの単元・題材ごとの指導案と評価規準の設定例などを例示。

「評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料」の構成(小・中の例)

第1編 総説

第1章 学習評価の在り方について

- 1 新学習指導要領の趣旨を反映した学習評価の基本的な考え方
- 2 新学習指導要領の下での指導要録における観点別学習状況、評定、特別活動及び外国語活動の記録

第2章 評価規準の設定等について(第2編関係)

- 1 評価規準の設定について
- 2 資料の構成等について

第3章 評価方法の工夫改善について(第3編関係)

- 1 評価方法の工夫改善について
- 2 評価時期等のクフについて
- 3 各学校における指導と評価の工夫改善について
- 4 第3編の資料で紹介する評価方法等の事例の特徴

第2編 評価規準に盛り込むべき事項等

第1 教科目標、評価の観点及びその趣旨等

第2 内容のまとめりごとの評価規準に盛り込むべき事項及び評価規準の設定例

第3編 評価に関する事例

- 1 評価規準の設定について
- 2 各事例のポイント

(例) 小学校算数

第2学年

「D 数量関係」の評価規準設定例

評価の観点

算数への関心・意欲・態度	数学的な考え方	数量や図形についての技能	数量や図形についての知識・理解
加法と減法の相互関係に関心を持ち、加法と減法の場면을式に表そうとしている	加法と減法の相互関係について説明することを、図を基に考えている。	加法と減法の相互関係を用いて、加法の式を減法の式に直したり、減法の式を加法の式に直したりすることができる。	加法と減法は互いに逆の関係になっているなど、加法と減法の相互関係について理解している。
乗法の式に表したり、式を読み取ったりすることに関心をもち、いろいろな場면을式に表そうとしている	乗法が用いられる場면을、具体物や図などを用いて考え、式に表している。 乗法の式を、具体的な場面に結びつけて捉えている	乗法が用いられる場면을式に表したり、式を読み取ったりすることができる	式に表したり、式を読み取ったりすることを通して、乗法が用いられる場面の数量の関係について理解している
簡単な表やグラフを用いて表すと、それぞれの大きさが比べやすくなるというよさに気付いている	数量を分類整理する方法や、簡単な表やグラフを用いて表す方法を考えている。	身の回りにある数量を分類整理し、簡単な表やグラフを用いて表したり読み取ったりすることができる	簡単な式やグラフを用いて表したり、読み取ったりする仕方について理解している。

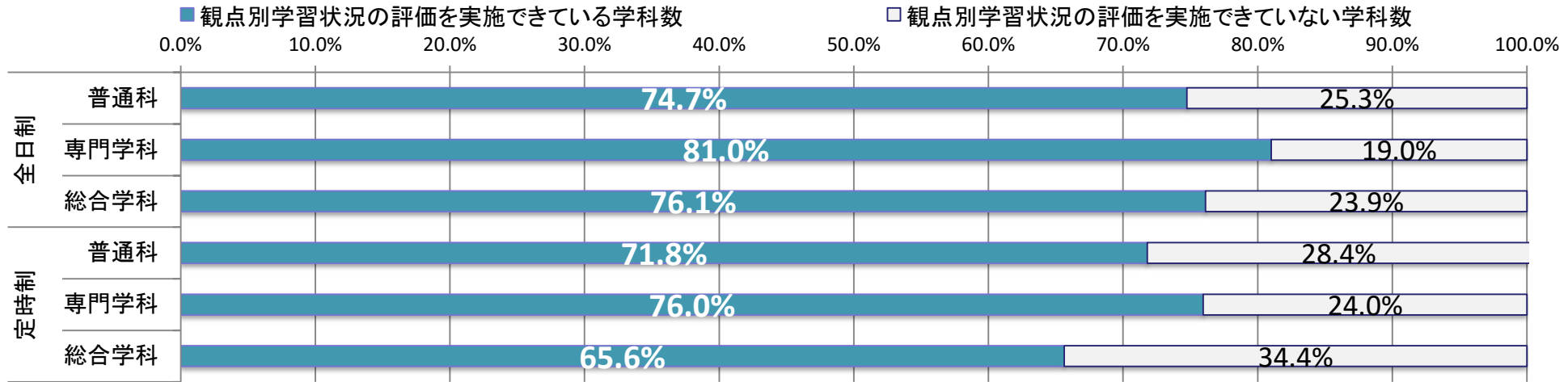
各観点、内容ごとの評価の規準

観点別評価の実施状況（高等学校①）

平成28年1月18日総則・評価特別部会「資料6-2」より抜粋

- ・観点別学習状況の評価を実施できていると回答している高校(学科数)は、約7～8割。
- ・観点別の学習状況について、指導要録に記載している高校(普通科・全日制)は1.3%、通信簿(通知表)に記載しているのは5.8%程度。

観点別評価の実施状況(高等学校・公立のみ)



観点別学習状況の評価方法(高等学校・公立のみ)

(複数回答)

		指導要録に 観点別学習状況を 記録している	通信簿に 観点別学習状況を 記録している	観点別評価と 定期テストを合わせて 評価を行っている	定期テストなどにおいて、 観点に配慮した 出題をしている	指導計画やシラバスに 観点別の評価規準などを 設けている	その他
全日制	普通科	1.3%	5.8%	53.2%	40.0%	57.9%	0.1%
	専門学科	0.8%	3.4%	56.9%	33.2%	65.9%	0.4%
	総合学科	2.1%	5.5%	57.8%	40.1%	65.1%	0.0%

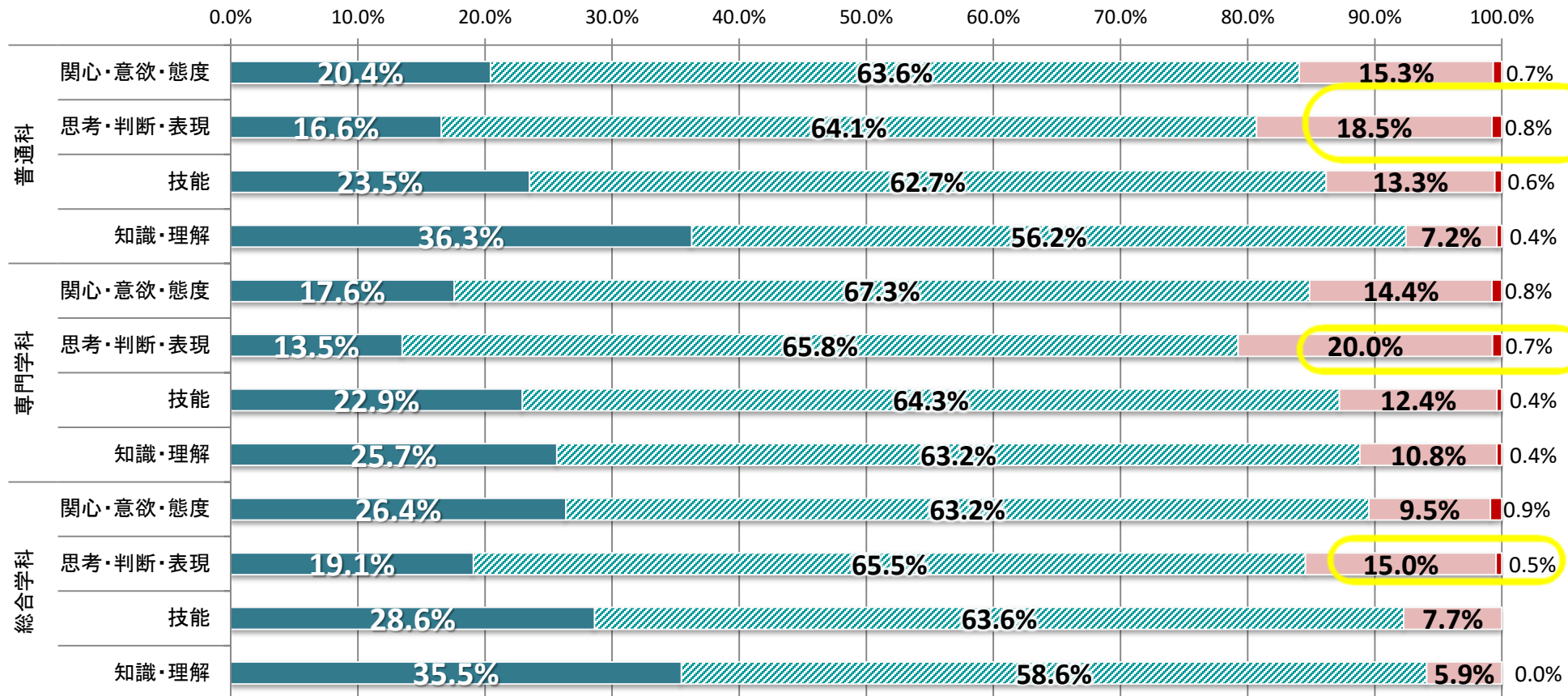
観点別評価の実施状況（高等学校②）

平成28年1月18日総則・評価特別部会「資料6-2」より抜粋

・観点別評価の実施について、「円滑に実施できている」「ある程度実施できている」の割合が、「知識・理解」「技能」では相対的に高い割合になっているが、「思考・判断・表現」については「あまり円滑にできていない」という回答が相対的に多い。

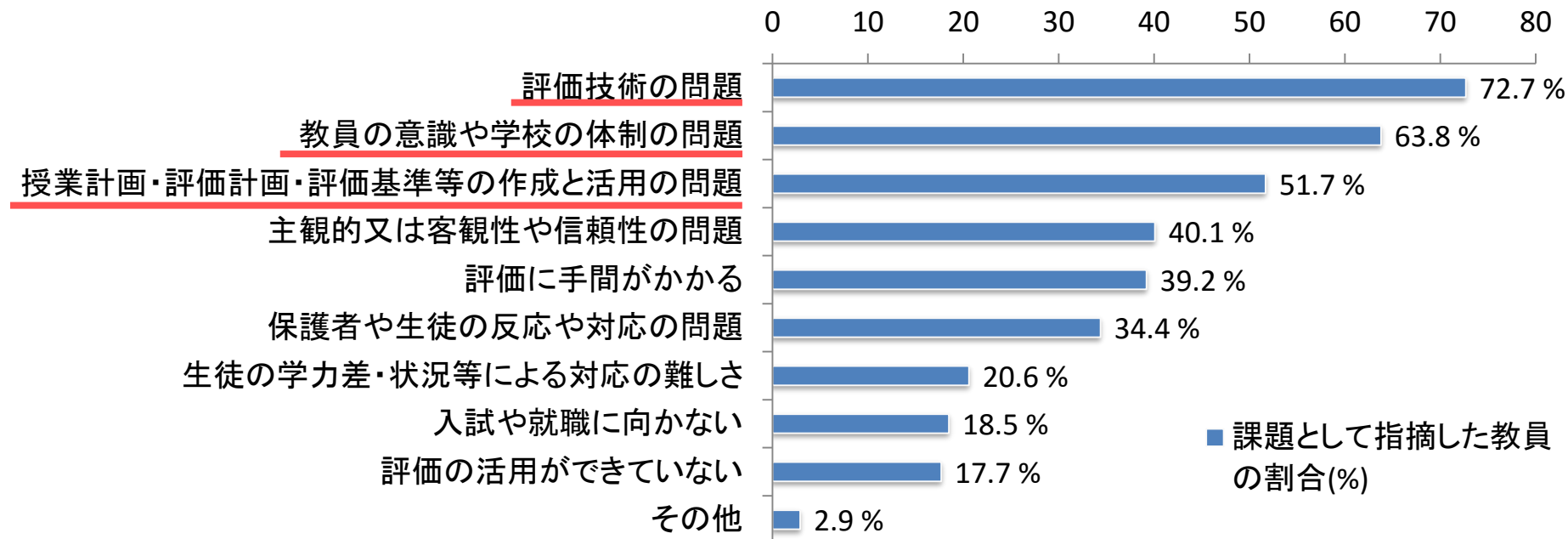
高等学校

■ 円滑に実施できている ■ ある程度円滑に実施できている ■ あまり円滑に実施できていない ■ 円滑に実施できていない



・高等学校における「目標に準拠した評価」の実施にあたっての課題として、「評価技術の問題」「教員の意識や学校の体制の問題」「授業計画・評価計画・評価規準等の作成と活用の問題」等を上げている教員が多いという調査結果がある。

“目標に準拠した評価”で行う際に、どのような学習指導や評価上の課題や問題が生じるか(生じると考えられるか)



科学研究費補助金基盤研究(C)(平成20~22年度)課題番号20530710

「高等学校における学習の評価の実態把握と改善に関する研究」研究成果報告書 研究代表者 工藤文三(国立教育政策研究所)
(H18~21年度にかけての自由記述アンケート(高等学校中堅教員666人の回答)の結果から分析されたもの)

児童生徒の学びの深まりを把握するために、多様な評価方法の研究や取組が行われている。

「パフォーマンス評価」

知識やスキルを使いこなす(活用・応用・統合する)ことを求めるような評価方法。
論説文やレポート、展示物といった完成作品(プロダクト)や、スピーチやプレゼンテーション、協同での問題解決、実験の実施といった実演(狭義のパフォーマンス)を評価する。

「ルーブリック」

成功の度合いを示す数レベル程度の尺度と、それぞれのレベルに対応するパフォーマンスの特徴を示した記述語(評価規準)からなる評価基準表。

尺度	IV	III	II	I
項目	…できる …している	…できる …している	…できる …している	…できない …していない

記述語

ルーブリックのイメージ例

「ポートフォリオ評価」

児童生徒の学習の過程や成果などの記録や作品を計画的にファイル等を集積。
そのファイル等を活用して児童生徒の学習状況を把握するとともに、児童生徒や保護者等に対し、その成長の過程や到達点、今後の課題等を示す。

育成すべき資質・能力を踏まえた教育目標・内容
と評価の在り方に関する検討会(第8回)
平成25年8月30日配付資料を一部改訂
(西岡加名恵委員)

平成28年1月18日総則・評価
特別部会「資料6-2」より抜粋

パフォーマンス評価

知識やスキルを使いこなす(活用・応用・総合する)ことを
求めるような評価方法(問題や課題)の総称。多くの場合、「選択
回答式(客観テスト式)の問題」以外の評価方法を指す。

単純

筆記

実演

選択回答式(客観テスト式)の問題

- ・多肢選択問題
- ・正誤問題
- ・順序問題
- ・組み合わせ問題
- ・穴埋め問題(単語・句)

活動の断片的な評価

- ・発問への応答
- ・活動の観察

自由記述式の問題

～ 短答問題(文章・段落・図表など)

- ・知識を与えて推論させる問題
- ・作問法 ・認知的葛藤法
- ・予測-観察-説明(POE)法
- ・概念マップ法 ・ベン図法
- ・運勢ライン法 ・描画法

実技テストの項目

- ・検討会、面接、口頭試問
- ・短文の朗読
- ・実験器具の操作
- ・運指練習
- ・運動技能の実演

一枚ポートフォリオ評価

パフォーマンス課題

- ・エッセイ、小論文、論説文
- ・研究レポート、研究論文
- ・実験レポート、観察記録
- ・物語、脚本、詩、曲、絵画
- ・歴史新聞
- ・朗読、口頭発表、プレゼンテーション
- ・グループでの話し合い、ディベート
- ・実験の計画・実施・報告
- ・演劇、ダンス、曲の演奏、彫刻
- ・スポーツの試合

プロジェクト

複雑

(西岡加名恵・田中耕治編著『「活用する力」を育てる授業と評価・中学校』学事出版、2009年、p.9の図を一部改訂)

ポートフォリオ評価

学習の過程や成果を示す様々な記録を
系統的に蓄積し、編集したり検討会を
行ったりしながら評価していく方法

「ルーブリック」の一般的な特徴等

- 目標に準拠した評価のための基準作りに資するものである
- パフォーマンス評価を通じて思考力、判断力、表現力等を評価することに適している
- 達成水準が明確化され、複数の評価者による評価の標準化がはかれる
- 教える側(評価者)と学習者(被評価者)の間で共有される
- 学習者の最終的な到達度だけでなく、現時点での到達度、伸びを測ることができる

(参考)「ルーブリック」についての説明、定義等

○中央教育審議会「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成するために～」答申(平成24年3月)(用語集)

米国で開発された学修評価の基準の作成方法であり、評価水準である「尺度」と、尺度を満たした場合の「特徴の記述」で構成される。記述により達成水準等が明確化されることにより、他の手段では困難な、パフォーマンス等の定性的な評価に向くとされ、評価者・被評価者の認識の共有、複数の評価者による評価の標準化等のメリットがある。

○中央教育審議会高等学校教育部会演名篤委員(関西国際大学長)説明資料より

- 1)「目標に準拠した評価」のための「基準」つくりの方法論であり、学生が何を学習するのかを示す評価規準と学生が学習到達しているレベルを示す具体的な評価基準をマトリクス形式で示す評価指標である。
- 2)学習者の「パフォーマンスの成功の度合いを示す尺度」と、それぞれの尺度に見られるパフォーマンスの特徴を説明する記述語で構成される、評価基準の記述形式」として定義される評価ツールのこと。

「ルーブリック」の作成例

○個別の授業、課題に対するもの

(例)高等学校の事例 →p○

○教科、分野に関するもの

○教科等を超えて長期的に育成する資質・能力に関するもの

(例)ふたば未来学園ルーブリック →p○

○機関を超えて活用可能なものとして作成されているもの

(例)全米カレッジ・大学協会(Association of American Colleges & Universities) VALUE Rubric

高等学校 国語科 (古典)の例

高等学校における「多様な学習成果の評価手法に関する調査研究」
愛知県立日進西高等学校・国語科（H26～27指定）の実践報告より

○単元名・教材 実演を通して作品の理解を深めよう・『蜻蛉日記』『うつろひたる菊』

○単元の目標

- (1)登場人物の心情を理解し、ものの見方や感じ方を豊かにしようとする。(関心・意欲・態度)
- (2)登場人物の心情を理解し、ものの見方や感じ方を豊かにする。(読む能力)
- (3)伝統的な言語文化の一つである「和歌」の内容を的確にとらえる。(知識・理解)

○本時の展開(3時間目/全4時間)

	学習活動(生徒)	指導上の留意点(教員)	評価の観点
導入	前時に作成した脚本をもとに、実演の打ち合わせ・練習をする。	和歌中の心情理解を深める活動であることを意識させる。	関心・意欲・態度 読む能力
展開	実演をし、相互評価する。	実演を見た後、評価・発表をさせる。	関心・意欲・態度
まとめ	本時のまとめと次時の内容を知る。	次時は和歌の心情把握をする活動を行うことを予告する。	読む能力

○評価手法

- ・『蜻蛉日記』中の別の章段「泔杯の水」を読んで、その本文中の和歌について、それを詠んだときの作者の心情を400字程度で書かせる。パフォーマンス課題①として、ルーブリックを用いて読む能力を評価する。
- ・本文を現代語訳した後、ワークシートに『蜻蛉日記』『うつろひたる菊』中の3首の和歌の解釈を書かせる。実演の後にそれぞれの解釈を書き直させ、パフォーマンス課題②として、ルーブリックにより関心・意欲・態度を評価する。
- ・実演を見た後、観ていたグループはすぐにその評価を話し合っって簡単なコメントにまとめ、グループごとに配布されたホワイトボードに記入する。指導者は机間指導をしながら、各グループのコメントを全体に紹介する。また、同じ文言を付箋に記入し、発表したグループに渡す。このような方法で相互評価をする。
- ・自己評価表を配布し、活動を振り返ってABCで自己評価をする。回収し、指導者の振り返りに役立てる。

○ルーブリック

観点	和歌に込められた登場人物の心情を理解することができる。(読む能力)	実演を経て、和歌の解釈を深めることができる。(関心・意欲・態度)
A 3	和歌の解釈として、作者の、それまでのいきさつを正しく踏まえた兼家に対する感情を、和歌に用いられた表現に絡めて述べることができる。	実演を見て、和歌の解釈に沿って登場人物の心情理解を深めた解釈の書き直しをすることができる。
B 2	和歌の解釈として、作者の、それまでのいきさつを正しく踏まえた兼家に対する感情を述べるができる。	実演を見て、和歌の解釈の書き直しをすることができる。
C 1	和歌の解釈として、作者の、兼家に対する感情を述べてはいるが、それまでのいきさつを正しく理解できない。または、感情を述べていない。	和歌の解釈をすることはできるが、実演を見ても解釈を書き直すことができない。または、解釈ができない。